

天理市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

天理市長 並河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画天理市流域関連公共下水道

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市

森本町・蔵之庄町・櫛本町・南六条町・喜殿町・上総町・小路町・稲葉町・
岩室町・柚之内町・三昧田町・乙木町・佐保庄町・園原町・兵庫町・
萱生町・成願寺町・長柄町・新泉町・海知町・岸田町・檜垣町・柳本町・
備前町

3. 縦覧場所

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局下水道課